

鳥取県公報

昭和二十七年六月十三日
第二千三百二十号

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

昭和二十七年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第四十一号

鳥取県福祉生奨学金貸与規則

(目的)

第一條 この規則は、優良な生徒であつて経済的理由により修学が困難なものに対して奨学金を貸与することを目的とする。

(福祉生の資格)

第二條 この規則により奨学金の貸与を受ける生徒（以下「福祉生」という。）は県内に居住する者の子弟であつて県内の高等学校に在学し、身体強健、品行方正で修学能力を有し且つ奨学金の支弁が困難と認められるものでなければならない。

目次

- ◇規則 鳥取県福祉生奨学金貸与規則
- ◇告示 医療機関の指定
- 児童福祉施設の認可
- 昭和二十七年産水稻、陸稻及び蚕繭に適用する被害程度別支払共済金
- 家畜疾病傷害共済の損害額を算出するために診療点数に乘する一点の価額
- 昭和二十七年産水稻、麦、陸稻及び春蚕から適用する賦課金率等
- 鳥取県原蚕種配付規程
- 土地の公用廃止
- 昭和二十七年乙種看護婦試験合格者

規 則

鳥取県福祉生奨学金貸与規則をここに公布する。

00602

(奨学金の額)

第三條 奨学金の額は次の区分により本人の希望及び家庭の事情などを参しやくして定める。

- 一 全日制課程に在学する生徒 月額 五百円以内
 - 二 定時制課程に在学する生徒 月額二百五十円以内
- (貸与の期間)

第四條 奨学金の貸与期間は、その学校における正規の修業期間とする。

(福祉生の願出)

第五條 福祉生希望者は、別記様式第一号による福祉生願書に次の書類を添え市町村長を経て知事に提出しなければならない。

- 一 別記様式第三号による学校長の推薦書
 - 二 別記様式第三号による市町村長の推薦書
 - 2、福祉生願書の連帯保証人は本人の保護者とする。
- (選考決定)

第六條 前條の願出による貸与の可否は知事が決定する。2、前項の決定は、別記様式第四号により居住地の市町

村長を経て本人に通知する。

(奨学金の交付)

第七條 奨学金は、毎月在学々校長を経て福祉生に交付する。但し、特別の事情があるときは数箇月分を合せて交付することができる。

2、奨学金を受領した学校長は、別記様式第五号により受領証を直ちに知事に提出しなければならない。

(奨学金額の変更)

第八條 知事は、特別の事由が生じたとき認めるときは奨学金の額を変更することができる。

2、福祉生は、連帯保証人と連署の上いつでも奨学金の減額又は辞退を申し出ることができる。

- 3、前項の申し出は、別記様式第六号及び第七号による。
- 4、市町村長又は学校は、福祉生が福祉生として不適当と認めるときはその理由を明らかにし知事に報告することができる。

(奨学金交付の中止)

第九條 福祉生が休学したときは、その期間の奨学金は

00603

交付しない。

(奨学金交付の打切)

第十條 知事は、福祉生が次の各号の一に該当すると認めるときは奨学金の交付を打切り、その旨を本人(本人が死亡したときは連帯保証人)に通知する。

- 一 傷い、疾べい、で卒業の見込がなくなつたとき
- 二 中途退学したとき
- 三 奨学金を辞退したとき
- 四 死亡したとき
- 五 福祉生としての資格を欠ぐに至つたとき
- 六 その他奨学金を必要としない事由が生じたとき

(借用証書の提出)

第十一條 福祉生(本人が死亡したときは連帯保証人)は第三條の奨学金の貸与が完了したとき、若しくは第八條第二項の規定による辞退をしたとき、又は前條の規定による交付の打切の通知を受けたときは直ちに別記様式第八号による奨学金借用証書を知事に提出しなければならない。

(異動届出)

第十二條 福祉生は、在学中及び卒業後において次の各号の一に該当する場合は別記様式第九号から第十四号までの各様式により連帯保証人と連署の上、在学中は学校長、卒業後は市町村長を経て直ちに知事に届け出なければならない。但し、福祉生が疾べいその他の事故で届け出ることができないときは、連帯保証人又は家族が届け出なければならない。

一 福祉生が休学、復学、転学若しくは退学し又は卒業するとき

二 福祉生であつた者又は連帯保証人の身分、住所、その他重要な事項に異動があつたとき。

2、前項各一号の届出は学校長の証明書を添付しなければならない。

3、第一項第二号の届出は市町村長の証明書を添付しなければならない。

(死亡届出)

第十三條 福祉生が死亡したときは、連帯保証人又は家

族は、別記様式第十五号による福祉生死亡通知書に戸籍抄本及び奨学金借借証書を添えて当該学校長を経て知事に提出しなければならない。

2、福祉生であつて者が奨学金返還完了前に死亡したときは連帯保証人又は家族は前項通知書に戸籍抄本を添えて市町村長を経て知事に提出しなければならない。

(奨学金の返還)

第十四條 奨学金は福祉生が卒業又は交付の打切を受けた月の翌月から半年賦又は一年賦で五年乃至十年の期間に全額を返還しなければならない。但し、全額又は一部を一時に返還することができる。

2、福祉生であつた者が奨学金返還完了前に死亡したときは連帯保証人が返還しなければならない。

(奨学金返還の延滞)

第十五條 正当と認められる事由がなくして奨学金の返還を遅延したときは知事は別に定める延滞利息を徴収することができる。

(奨学金返還の延期及び免除)

第十六條 福祉生であつた者が更に上級学校に進学したときは、本人の申請により、その在学期間奨学金の返還を猶予することができる。

2、疾べいその他特別の事情により返還能力を一時失うに至つたときは、申請によつて、相当の期間その返還を猶予することができる。

3、前各項の申請は、別記様式第十六号による。

4、天災地変或は、経済事情の変動等により奨学金の返還が困難と認められたときは、その返還方法についてはその都度これを定める。

5、福祉生又は福祉生であつた者が奨学金返還完了前に死亡し、その返還の責任者である連帯保証人の家庭に特に考慮すべき事由のあるときは奨学金の全部又は一部を返還を免除することができる。

6、第一項の申請をする場合は申請書に上級学校の在学証明書を添付しなければならない。

7、第一項及び第三項を除く前各項の場合は、連帯保証人又はその家族が事情を明記した申請書に市町村長の

証明書を添えて知事に提出しなければならない。

(学業成績表の提出)

第十七條 福祉生は在学々校長を経て毎学年末学業成績表を知事に提出しなければならない。

附 則

1、この規則は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。

2、母子福祉対策福祉生学資金貸与規程(昭和二十五年五月鳥取県告示第二二七号)は廃止する。

3、この規則施行の際、母子福祉対策福祉生学資金貸与規程の規定により現に福祉生である者はこの規則による福祉生とみなす。

(表)

様式第一号(本人記入)

号 第 昭 決定番 号 決 番 号		氏名 生 年 月 日 現 住 所 本 籍	
連帯保証人 続 柄 職業		父(才)兄()姉() 母()兄()姉() 出願者及び 親 族 弟()妹() 弟()妹() (満年齢)	
在学々校 名 称 所 在 地 年 月 日 昭 和 年 月 日		年 令 職 業 氏 名 本人と続柄 年 令	
金額 月額 円 期 間 自 昭 和 年 月 日 至 昭 和 年 月 日		本人及び家族 業 務 入 職 業 氏 名 本人と続柄 年 令	
備 考		学 校 状 况 在 学 状 况 現 在 就 職	

(裏)

其他参考事項	福祉生を希望する理由	鳥取県母子福祉対策上の資金制度による福祉生として学資金の貸与を受けたく私ども連署して御願申し上げます。 追つて貸与を受けたく私ども連署して御願申し上げます。 を盡すは勿論奨学金返還その他の義務についても規程に従い兩名連帯の責任を負うことを誓約します。
鳥取県知事 連帯保証人 殿 昭和 年 月 日 印		

様式第三号 (兒童委員、市町村長記入)

福祉生推薦調書

児童委員 見所		職業状況		資産状況		家族状況	
担当児童委員 印	主な収入の職業	住居 総延坪数	所有面積	耕作面積 (反畝)	内自作分	戸数	氏名
	従たる収入の職業						田畑
収入の職業	その他	自家借家	家賃	屋敷坪数		年月	氏名
年	別	収入	額	総額		月	氏名

様式第二号 (学校長記入)

×印は記入しないこと

×番号	×決定	氏名	生年月日	学校在学中			下の位置		
第 号	番号			学校	全日制	科	何人中	位いか	下か凡そ
×受付	校名	科目	学年	前々	前	本	学科平均		
福祉生推薦調書	学力所見	人物所見	総合判定	責任学校長氏名印			昭和 年 月 日		
学校長所見									

市町村推薦
長理由
市郡
町村長
印

本様式記入上の注意

- 1 資産状況中の空欄は兒童委員の見る経済的実状につき記入すること。
- 2 職業状況のその他は他の援助等につき記入のこと。
- 3 兒童委員所見欄には家庭生活につき家族の在り方、志願生の家庭における態度、家族並びに本人の教育についての熱意等につき記入のこと。

(様式第四号)

奨学金貸与決定通知書

決定番号 昭 第 号

住所 福祉生氏名 学校名 高等学校全日制第 学年 科

鳥取県福祉生として左記の奨学金を貸与します。

月額金 円 貸与期間 自昭和 年月 至昭和 年月 昭和 年月 日

鳥取県知事

經由印 地務所長 方市町村長

注意 一、照会、報告その他の連絡の際は必ず決定番号を明記してください 二、本通知書は確実に保存してください

(様式第五号)

福祉生奨学金領収証

(学校長検印)

奨学金領収致しました。

昭和 年月 日

鳥取県知事 殿

決定番号	領収額	領収月分	学年	氏名	印
昭 /	金 円	月			

昭 /	金 円	月			
学校名					

(様式第六号)

奨学金減額願

決定番号 昭 第 号

学校名 高等学校第 学年 科 福祉生氏名

左記の通り奨学金の減額をお願いします。

- 一、希望月額
 - 二、減額期日 昭和 年月 日から
 - 三、事由
 - 四、現在月額
- 昭和 年月 日

本人 連帯保証人

鳥取県知事 殿

經由印 地務所長 方市町村長

(様式第七号)

奨学金辞退届

決定番号 昭 第 号

学校名 高等学校第 学年 科 福祉生氏名

左記の通り奨学金を辞退しますからお届けします。

- 一、辞退期日 昭和 年月 日
 - 二、事由
 - 三、奨学金受領 昭和 年月 分まで
- 昭和 年月 日

本人 連帯保証人

鳥取県知事 殿

經由印 地務所長 方市町村長

(様式第八号)

奨学金借用証書

一金 円也 市町村長
学校長

私は鳥取県福祉生として頭初の奨学金の貸与を受けましたが今般卒業辞退することになりました。ついては規則に従い保証人連帯して別記奨学金返還明細書の通り滞り無く返還します。右後日の爲、本証書を差し出します。

昭和年月日

収入印紙
本人
連帯保証人
保証人

鳥取県知事 殿

(様式第八号の二)

奨学金返還明細書

決定番号	昭第 号	氏名	高等学
返還総額	円		
返還賦金	半年賦、年賦	円	
返還期間	自昭和年月日		
返還期日	至昭和年月日		
	毎年月日		
本人住所	×	就職名称	
本人の係		は又先	
本人の籍		進地	
本人の現住所		職業	
本人の現住所		年月日	
本人の現住所		年收	
本人の現住所		職業	
本人の現住所		年月日	
本人の現住所		年收	
本人の現住所		職業	
本人の現住所		年月日	
本人の現住所		年收	

×印は卒業後の連絡場所を書くこと。

(様式第九号)

休学届並びに奨学金休止願

決定番号 昭第 号
学校名 高等学校第 学年 科
福祉生氏名

左記の通り休学したのでお届けします。

- 一、休学期間 昭和年月日から昭和年月日まで
- 二、事由
- 三、奨学金受領 昭和年月分まで

本人
連帯保証人

鳥取県知事 殿

印由経
地方市町村長

この届には学校長の証明書を添付すること。

(様式第十号)

復学届

決定番号 昭第 号
学校名 高等学校第 学年 科
福祉生氏名

左記の通り復学したのでお届けします。ついては奨学金の復活方をお願いします。

- 一、復学期日 昭和年月日
- 二、事由
- 三、休学期間 昭和年月日から昭和年月日まで
- 四、卒業予定 昭和年月日
- 五、従前の貸与終期 昭和年月分まで

本人
連帯保証人

鳥取県知事 殿

印由経
地方市町村長

この届には学校長の証明書を添付すること。

00612

(様式第十一号)

転学届 決定番号 昭 第 号 学校名 高等学校第 学年 科 福祉生氏名	
左記の通り転学したのでお届けします。なお奨学金は月分まで交付を受けています。	
一、転学期日 昭和 年 月 日 二、転入先学校名 都道府県 学校 (所在地)	
昭和 年 月 日 鳥取県知事 殿 本人 人 連帯保証人 人	
事由 所在地 市町村長	この届には転出した学校 転学証明書を添付すること。但し、県内転出の場合は転入した学校の在学証明書を添付すること。

(様式第十二号)

退学届 決定番号 昭 第 号 学校名 高等学校第 学年 科 福祉生氏名	
左記の通り退学したのでお届けします。なお奨学金は月分まで交付を受けています。	
一、退学期日 昭和 年 月 日 二、事由	
昭和 年 月 日 鳥取県知事 殿 本人 人 連帯保証人 人	
事由 所在地 市町村長	この届には退学した学校の証明書を添付すること。

00613

(様式第十三号)

卒業見込届 決定番号 昭 第 号 学校名 高等学校第 学年 科 福祉生氏名	
右の者昭和 年 月 日卒業見込となりましたのでお届けします。	
昭和 年 月 日 鳥取県知事 殿 本人 人 連帯保証人 人	
事由 所在地 市町村長	右の通り相違ありません。

(様式第十四号)

異動報告書 決定番号 昭 第 号 学校名 高等学校第 学年 科 福祉生氏名	
左記の通り の変更をいたしましたのでお届けします。	
一、変更月日 昭和 年 月 日 二、 三、 昭和 年 月 日 鳥取県知事 殿 本人 人 連帯保証人 人	
事由 所在地 市町村長	

00614

(様式第十五号)

福祉生死通知書

決定番号 昭 第 号

学校名 高等学校第 学年 科

福祉生氏名

右の福祉生が死亡しましたから戸籍抄本を添付の上お届けします。

記

一、死亡年月日 昭和 年 月 日

二、死 因

三、奨学金受領 昭和 年 月分まで

昭和 年 月 日

連帯保証人

家族代表

鳥取県知事

殿

印

經由印
地方事務所
市町村長
学校長

(様式第十六号)

奨学金返還延期願

決定番号 昭 第 号

住 所

福祉生氏名

左記の通り奨学金の返還を延期して下さるようお願いいたします。

一、現在返還総額 円

二、従來の返還 昭和年月から 昭和年月まで

三、希望の返還 昭和年月から 昭和年月まで

四、事 由 半年賦 円

昭和 年 月 日

鳥取県知事

殿

本連帯保証人

印

經由印
地方事務所
市町村長

この届には市町村長の証明書を添付すること。

00615

告 示

鳥取県告示第三百号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六條の規定により医療機関を次の通り指定する。

昭和二十七年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治
名 称 所 在 地 管轄保健所
都田医院 西伯郡境町京町八十二番地 米子保健所

鳥取県告示第三百二号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十五條第二項の規定による県児童福祉施設として次のように認可した。

昭和二十七年六月十三日

一、昭和二十七年産水稻に適用する被害程度別支払共済金被害程度別

反当共済金額
六、〇〇〇円 六、〇〇〇円 四、六五〇円 二、八五〇円 一、〇五〇円 三、〇〇〇円
九割以上一〇割 七割以上九割 五割以上七割 三割以上五割 未滿 未滿 未滿 未滿 未滿
植付不能

鳥取県知事 西 尾 愛 治

施設種別	経営主体	施設の名	施設の長氏名	施設の所在地	定員	認可年月日
保育所	花見村	花見村立保育園	山村長	東伯郡花見村	二〇人	昭和二十七年四月十日
"	宇野村	宇野保育園	"	尾崎	一夫	昭和二十七年四月十日
"	江尾町	江尾町立保育園	町長	日野郡江尾町	三五	昭和二十七年四月十日

鳥取県告示第三百三号

農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)に基く昭和二十七年産水稻、陸稻及び蚕繭に適用する被害程度別支払共済金を次のように定める。

昭和二十七年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

四、四〇〇	四、四〇〇	三、四一〇	二、〇九〇	七七〇	二、二〇〇
二、八〇〇	二、八〇〇	二、一七〇	一、三三〇	四九〇	一、四〇〇

二、昭和二十七年産陸稻に適用する被害程度別支払共済金

被害程度別

九割以上一〇割	七割以上九割	五割以上七割	三割以上五割	植付不能
未滿	未滿	未滿		

反当共済金額

三、二〇〇円	三、二〇〇円	二、四八〇円	一、五二〇円	五六〇円	一、六〇〇円
二、四〇〇	二、四〇〇	一、八六〇	一、一四〇	四二〇	一、二〇〇

三、昭和二十七年産蚕繭に適用する被害程度別支払共済金

被害程度別

九割以上一〇割	七割以上九割	五割以上七割	四割以上五割	掃立不能
未滿	未滿	未滿		

互反当共済金額

四四〇円	四四〇円	三四一円	二〇九円	一一二円	三二〇円
------	------	------	------	------	------

鳥取県告示第三百四号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）に基
く家畜疾べい、傷害共済の損害額を算出するために診療点
数に乗ずる一点の価額を次のように改訂し昭和二十七年
度から適用する。

昭和二十七年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

疾べい、傷害共済の一点の価額 三五円

鳥取県告示第三百五号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）に基
く昭和二十七年産水稻、麦、陸稻及び春蚕から適用する
賦課金率及び賦課金を次のように定める。

昭和二十七年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、賦課金及び賦課率

（一）水 稻

共済金額	果農業共済組合連合会	市町村農業共済組合
賦課率	賦課金	賦課率
六、〇〇〇円	二七%	一六、二〇〇円
四、四〇〇円	三五%	四〇%
二、八〇〇円	五〇%	一四、〇〇〇円

（二）表

共済金額	果農業共済組合連合会	市町村農業共済組合
賦課率	賦課金	賦課率
二、八〇〇円	三五%	九、八〇〇円
二、四〇〇円	四〇%	九、六〇〇円

一、六〇〇円	五五%	八〇〇円	八五%	一三、六〇
--------	-----	------	-----	-------

（三）陸 稻

共済金額	果農業共済組合連合会	市町村農業共済組合
賦課率	賦課金	賦課率
三、二〇〇円	七〇%	二二、四〇〇円
二、四〇〇円	九〇%	二一、六〇〇円

（四）蚕 繭

共済金額	果農業共済組合連合会	市町村農業共済組合
賦課率	賦課金	賦課率
四四〇〇円	三五%	一、五四〇円
		〇、四五%

鳥取県告示第三百六号

鳥取県原蚕種配付規程を次のように定める。

昭和二十七年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県原蚕種配付規程

（総則）

第一條 果が行う原蚕種の配付については、この規程の

定めるところによる。

(配付機関)

第二條 原蚕種の配付は、鳥取県蚕業試験場(以下「試験場」という。)において行ふ。

(原蚕種の料金)

第三條 配付する原蚕種の料金は、一蛾につき十五円とする。

(原蚕種の配付要件)

第四條 配付する原蚕種は、組合せ型式により同蛾数を原則とする。但し、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(配付申請の手続)

第五條 原蚕種の配付を、受けようとする者は、原蚕種配付申請書(様式一)を、その蚕児の掃立をしようとする年の、前々年の一月二十日までに鳥取県蚕業試験場長(以下「場長」という。)に提出しなければならない。

2 前項の規定により、提出した原蚕種配付申請書の記

載事項を変更しようとするときは、遅滞なく、原蚕種配付変更願(様式二)を、場長に提出しなければならない。

(配付の通知)

第六條 場長は、前條の規定による申請があつたときは、配付する蚕種の品種、数量、料金、引渡時期、引渡場所その他必要な事項を、原蚕種の申請者(以下「申請者」という。)に、通知するものとする。

(原蚕種の引取)

第七條 申請者は、前條の通知により原蚕種引取の際の料金を試験場場出納員に、納付しなければならない。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 鳥取県蚕種配付規程(昭和二十一年七月鳥取県告示第二百八十一号)及び昭和二十三年六月鳥取県告示第三百二号(鳥取県蚕種配付規程第一條により配付すべき蚕種の料金)は、廃止する。

様式第一号

原蚕種配付申請書

品種名	申請数量		原蚕種の蚕児の掃立		普通蚕種	摘要
	数量	時期	数量	型式		
計			春蚕期			
			夏蚕期			
計			春蚕期			
			夏蚕期			
計			春蚕期			
			夏蚕期			

右の通り申請いたします。

年 月 日

住所

氏名

印

鳥取県蚕業試験場場長殿

様式第二号

原蚕種配付変更願

品種名	申請数量		原蚕種の蚕児の掃立		摘要
	数量	時期	数量	時期	
計			春蚕期		
			夏蚕期		
計			春蚕期		
			夏蚕期		
計			春蚕期		
			夏蚕期		

右の通り変更下さるよう別紙理由書を添え願出いたします。

年 月 日

住所

氏名

印

鳥取県蚕業試験場場長殿

鳥取県告示第三百七号

次の土地はその公用を廃止する。

昭和二十七年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取市吉方町二百五十五番の二地先

水路敷 拾六坪

鳥取県告示第三百八号

昭和二十七年年度乙種看護婦試験に合格した者は次のとおりである。

昭和二十七年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 米原 仁子 矢部 洋子 中山美智子
- 中山 房枝 中島惠美子 浜辺 節子
- 坂田 恭子 上月惠美子 神谷 澄子
- 岡本 典子 梅津 豊子 横尾喜久子
- 板垣 禎子 福井あきら 三船多津子
- 竹内 敏子

昭和二十七年六月十三日印刷
昭和二十七年六月十三日発行

鳥取県公報

(昭和四年四月十日)
第三種郵便物認可

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町